

京都府地球温暖化対策条例（仮称）の素案

平成 1 7 年 1 0 月

企 画 環 境 部

京都府地球温暖化対策条例（仮称）の素案

目 次

I 前 文<趣旨・目的>	1
II 総 則	2
1 定 義	2
2 温室効果ガスの削減目標	2
3 府の責務	3
4 事業者の責務	3
5 府民の責務	3
6 観光旅行者等の責務	3
7 環境保全活動団体の役割	3
III 地球温暖化対策の推進	4
第1 府による地球温暖化対策	4
8 府による地球温暖化対策の基本原則	4
9 府による地球温暖化対策	4
10 地球温暖化対策推進計画	5
11 年次報告	5
12 地球温暖化対策指針の策定	5
13 率先実行	5
第2 事業活動に係る地球温暖化対策	7
14 事業者による温室効果ガスの排出状況の把握	7
15 環境マネジメントシステムの導入	7
16 環境情報の公表	7
17 事業者排出量削減計画書の作成等	7
18 事業者排出量削減実績報告書の提出	8
19 事業者排出量削減計画書等の公表	8
20 温室効果ガスの排出の削減に係る自主数値目標を達成するための補完的手段	8
第3 建築物に係る地球温暖化対策	9
21 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等	9

22	特定建築物排出量削減計画書の作成等	9
23	特定建築物排出量削減計画書に係る工事の完了の届出	9
24	特定建築物排出量削減計画書等の公表	9
第4 緑化の推進による地球温暖化対策		10
25	建築物等の緑化	10
26	緑化計画書の作成等	10
27	緑化計画書に係る工事の完了の届出	10
28	緑地の維持管理	11
29	適用除外	11
第5 自動車交通に係る地球温暖化対策		12
30	自動車等の使用抑制等	12
31	自動車等のアイドリング・ストップ	12
32	事業者のアイドリング・ストップの遵守指導等	12
33	駐車場の設置者等のアイドリング・ストップの周知義務	12
34	低公害車等の購入等	13
35	自動車販売事業者による自動車環境情報の周知等	13
36	エコドライブ推進者の選任等	13
37	物流に係る温室効果ガスの排出の抑制	14
第6 電気機器等に係る地球温暖化対策		15
38	温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等の使用等	15
39	温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等及びサービスの提供等	15
40	特定電気機器等に係る省エネルギー性能の表示等	15
第7 自然エネルギーの利用等による地球温暖化対策		17
41	自然エネルギーの優先的利用	17
42	特定電気事業者排出量削減計画書の作成等	17
43	特定電気事業者排出量削減実績報告書の提出	17
44	特定電気事業者排出量削減計画書等の公表	17
第8 環境物品等の購入の促進による地球温暖化対策		19
45	環境物品等の購入の促進	19
第9 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策		20

46	廃棄物の発生抑制等	20
第10 環境教育及び環境学習の推進等による地球温暖化対策		21
47	環境教育及び環境学習の実施	21
48	京都地球環境の日の制定	21
第11 森林の保全及び整備による地球温暖化対策		22
49	森林の保全及び整備の推進	22
第12 環境産業の育成による地球温暖化対策		23
50	環境産業の育成等	23
第13 国際環境協力の推進による地球温暖化対策		24
51	国際環境協力の推進	24
IV 地球温暖化対策の推進方策		25
52	地球温暖化対策推進本部の設置	25
53	京都府地球温暖化防止活動推進センター等による取組の推進	25
V 施策の評価及び見直し		26
54	施策の評価及び見直し	26
55	条例の見直し	26
VI 雑 則		27
56	顕彰	27
57	指導及び助言	27
58	勧告	27
59	公表	27
60	市町村の条例との関係	28
61	規則への委任	28
VII 附 則		29
62	施行期日	29
63	経過措置	29
参考資料		30
参考資料 1	京都府地球温暖化対策条例（仮称）素案のポイント	
参考資料 2	条例素案の規定一覧（分野別）	
参考資料 3	温室効果ガス排出量の現状及び削減の数値目標	
参考資料 4	京都府地球温暖化対策条例（仮称）に係る検討経過	

I 前 文<趣旨・目的>

地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる私たちの使命です。

私たちは、たゆまぬ努力と英知を結集し、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極の目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出の量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現していかなければなりません。

京都府は、府内の4分の3を占める豊かな緑や都市と農山村とが共存する特色ある地域構造を有するとともに、多様な自然や風土が、独自の文化をはぐくみ、美しい環境を形成してきました。

また、環境効率に優れた産業が集積するとともに、よいものを大切に長く使う生活文化を継承し、実践してきました。

京都議定書が発効した今、私たち京都府民は、温室効果ガスの排出の量が大幅に削減された社会への第一歩として、京都議定書の第一約束期間の中間年度である平成22年度を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組むことにより、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意しました。

このような認識の下に、府内の自然的社会的条件を踏まえ、地球温暖化対策に関し、府、事業者、府民その他の主体の責務と役割を明らかにするとともに、参加と協働による取組を一層促進していくための基本事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図り、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保、ひいては、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定するものです。

Ⅱ 総 則

地球温暖化の防止は、社会を構成するすべての主体が、この問題を自らの課題として認識し、共通の目標の下で、それぞれの立場に応じた責任と役割を果たしていくことが求められています。

このため、条例においては、府内における温室効果ガスの削減の数値目標を定めるとともに、地球温暖化の防止に向けた各主体の責務と役割を明らかにすることにより、相互に連携・協働した取組を一層促進していきます。

1 定 義

この条例における主な用語について定めます。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の色度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 次に掲げる物質をいう。
 - ア 二酸化炭素
 - イ メタン
 - ウ 一酸化二窒素
 - エ ハイドロフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
 - オ パーフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
 - カ 六ふっ化硫黄
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 温室効果ガスの総排出量 温室効果ガスである物質ごとに規則で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として規則で定める係数をいう。）を乗じて得た量の合計量をいう。

<説 明>

○この条例における主な用語について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）と同様に定義するものです。

2 温室効果ガスの削減目標

- (1) 府は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極の目的である気候の安定化に向けて、期間を定めて、府内における温室効果ガスの総排出量の削減の目標（以下「削減目標」という。）を定めるものとします。
- (2) 府は、当面の削減目標として、平成22年度までに、府内における温室効果ガスの総排出量を平成2年度の温室効果ガスの総排出量の90パーセントに削減することを目標とします。
- (3) 府は、(2)の削減目標を達成するに当たり、産業、運輸、民生その他の部門ごとの温室効果ガスの排出の量の削減目標を、10の地球温暖化対策に関する計画において定めるものとします。

<説 明>

○府内における温室効果ガスの削減の数値目標を条例に明記するものです。
○府は、当面の削減目標を達成するに当たり、産業、運輸、民生その他の部門ごとの削減目標を、地球温暖化対策推進計画（後掲）において定めるものとします。なお、地球温暖化対策推進計画は、地球温暖化対策推進法第20条に規定されているものです。

3 府の責務

- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとします。
- (2) (1)の地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、市町村、事業者、府民、観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）、環境保全活動団体（環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。以下同じ。）その他の団体と連携し、協働して取り組むものとします。
- (3) 市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとします。
- (4) 事業者、府民、環境保全活動団体その他の団体が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うものとします。
- (5) 自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じるものとします。

<説明>

○府の地球温暖化対策に関する責務について定めるものです。

4 事業者の責務

- (1) 地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うものとします。
- (2) 地域社会の一員として、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとします。
- (3) 府が実施する地球温暖化対策に協力するものとします。

<説明>

○事業者の地球温暖化対策に関する責務について定めるものです。

5 府民の責務

- (1) 地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うものとします。
- (2) 地域社会の一員として、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとします。
- (3) 府が実施する地球温暖化対策に協力するものとします。

<説明>

○府民の地球温暖化対策に関する責務について定めるものです。

6 観光旅行者等の責務

- (1) 地球温暖化の防止に関する理解を深め、その滞在中の活動において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うものとします。
- (2) 府が実施する地球温暖化対策に協力するものとします。

<説明>

○観光旅行者等の地球温暖化対策に関する責務について定めるものです。

7 環境保全活動団体の役割

- (1) その活動を通じて、事業者、府民及び観光旅行者等の地球温暖化の防止に関する理解を深め、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働を促進するものとします。
- (2) (1)の役割を果たすため、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うとともに、環境保全活動団体相互の交流及び連携を図るものとします。

<説明>

○環境保全活動団体の地球温暖化対策に関する役割について定めるものです。

Ⅲ 地球温暖化対策の推進

第1 府による地球温暖化対策

地球温暖化対策を推進するためには、世界的（グローバル）な視野で考え、地域（ローカル）から行動することが重要であり、府は、府域の自然的社会的条件に応じて、創意と工夫による総合的かつ計画的な対策を積極的に推進していくことが求められています。

このため、府は、京都議定書の発効を踏まえ、この条例に基づき、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくとともに、更に実効性ある地球温暖化対策に全力を挙げて取り組んでいきます。

8 府による地球温暖化対策の基本原則

府は、府のすべての政策、施策、事務及び事業に関する企画、実施、点検及び見直しにおいて、地球温暖化の防止の観点を考慮して行うものとします。

<説明>

○府は、府のすべての政策、施策、事務及び事業に関し、P D C A（企画、実施、点検及び見直し）の全過程において、地球温暖化の防止の観点を考慮して推進するものとします。

9 府による地球温暖化対策

府は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 事業者、府民、観光旅行者等、環境保全活動団体その他の団体が行う地球温暖化対策を促進するための普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成の推進に関すること。
- (2) 規則で定める環境マネジメントシステム（事業の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な見直しを行う一連の取組をいう。以下同じ。）の普及に関すること。
- (3) 建築物の環境性能の向上に関すること。
- (4) 緑化の推進に関すること。
- (5) 自動車交通対策の推進に関すること。
- (6) エネルギーの使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）の推進に関すること。
- (7) 太陽光、風力その他の規則で定めるエネルギー（以下「自然エネルギー」という。）の普及に関すること。
- (8) 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）の購入の推進に関すること。
- (9) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用等の推進に関すること。
- (10) 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- (11) 森林の保全及び整備の推進に関すること。
- (12) 環境技術の開発及び支援並びに環境産業（地球温暖化の防止に貢献する環境技術を持つ産業をいう。以下同じ。）の育成及び振興に関すること。
- (13) 国際環境協力の推進に関すること。
- (14) 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置についての調査及び研究に関すること。
- (15) その他地球温暖化の防止のために必要な施策

<説明>

○府が地球温暖化の防止に関して実施する施策を定めるものです。

○(2)の規則で定める環境マネジメントシステムとは、K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード、I S O 1 4 0 0 1等を考えています。

10 地球温暖化対策推進計画

- (1) 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策推進計画」という。）を定めるものとします。
- (2) 地球温暖化対策推進計画には、次に掲げる事項を定めます。
 - ア 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - イ 産業、運輸、民生その他の部門ごとの温室効果ガスの排出の抑制の量に関する目標
 - ウ 目標を達成するために必要な地球温暖化対策に関する事項
 - エ その他地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、地球温暖化対策推進計画を定め、又は変更したときは、速やかに、公表するものとします。

<説明>

○知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策推進計画を策定し、公表することを定めるものです。なお、地球温暖化対策推進計画は、地球温暖化対策推進法第20条に規定されているものです。

11 年次報告

知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、地球温暖化対策推進計画の進捗状況その他の地球温暖化対策の取組の状況を記載した報告書を作成し、公表するものとします。

<説明>

○知事は、毎年度、地球温暖化対策推進計画の進捗状況等を記載した報告書を作成し、公表することを定めるものです。

12 地球温暖化対策指針の策定

- (1) 知事は、地球温暖化対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとします。
- (2) 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、速やかに、公表するものとします。

<説明>

○知事は、事業者、府民その他の主体が地球温暖化対策を自主的かつ計画的に推進するために必要な事項についての指針を策定し、公表することを定めるものです。

13 率先実行

府は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる取組を率先して実施するものとします。

- (1) 地球温暖化対策推進法第21条第1項に規定する府の実行計画の推進に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。
- (3) 府が、設置し、又は管理する道路、公園、住宅、学校、庁舎その他の施設における緑化の推進に関すること。
- (4) 自然エネルギーの利用の推進に関すること。
- (5) 環境物品等の調達（環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者（以下「環境配慮事業者」という。）により提供される物品及びサービス（以下「物品等」という。）の調達を含む。）の推進に関すること。
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した公共事業の実施に関すること。
- (7) その他温室効果ガスの排出の抑制等を図るために必要な取組

<説 明>

○府は、事業者の立場として、自らの事務・事業において、地球温暖化対策を率先して実施することを定めるものです。

第2 事業活動に係る地球温暖化対策

産業部門における温室効果ガスの排出状況は減少傾向にあるものの、依然として府内の温室効果ガス総排出量の約3割を占めていることから、自主的かつ計画的な地球温暖化対策による着実な排出の削減を積み重ねるため、事業者の事業活動に係る温室効果ガスの排出の状況を把握し、排出の削減に向けた組織的な取組を推進するとともに、その実施状況を広く公表することが求められています。

このため、事業者の環境経営の基礎となる環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成等による環境情報の積極的な公表等の取組を促進していきます。

また、温室効果ガスの排出の量が多い一定規模以上の事業者に対しては、温室効果ガスの排出状況の報告や削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の取組を更に促進していきます。

14 事業者による温室効果ガスの排出状況の把握

事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、温室効果ガスの排出の状況の把握に努めるものとします。

15 環境マネジメントシステムの導入

- (1) 事業者は、地球温暖化対策を円滑かつ効率的に進めるため、環境マネジメントシステムの導入に努めるものとします。
- (2) 府は、環境配慮事業者を支援するため、必要な措置を講じるものとします。

16 環境情報の公表

事業者は、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第4項に規定するものをいう。）その他の方法により、その事業活動に係る環境配慮等の状況を公表するよう努めるものとします。

<説明>

- 自主的かつ計画的な地球温暖化対策を促進していくため、すべての事業者を対象に、事業活動に係る温室効果ガスの排出状況の把握、環境経営の基礎となる環境マネジメントシステムの導入及び環境報告書の作成等による環境情報の積極的な公表を努力義務として定めるものです。

17 事業者排出量削減計画書の作成等

- (1) 特定事業者（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者をいう。以下同じ。）は、地球温暖化対策指針に基づき、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならないものとします。
- (2) 計画書には、①温室効果ガスの排出状況、②温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標、③計画の推進に係る体制等を記載しなければならないものとします。
- (3) 計画書に変更があった場合は、変更後の計画書を知事に提出しなければならないものとします。
- (4) 特定事業者以外の事業者についても、地球温暖化対策指針に基づき、計画書を作成し、知事に提出することができることとします。ただし、計画書を提出すると、変更の届出及び18の実績報告書の提出は義務となります。
- (5) 計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、計画書に基づき、地球温暖化対策を推進するよう努めるものとします。

18 事業者排出量削減実績報告書の提出

計画書提出事業者は、計画書に基づく措置の実施状況等を記載した実績報告書を作成し、知事に提出しなければならないものとします。

19 事業者排出量削減計画書等の公表

知事は、計画書及び実績報告書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならないものとします。

<説明>

- 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者（特定事業者）を対象に、事業者排出量削減計画書（温室効果ガスの排出状況や削減計画等）及び実績報告書（計画書に基づく措置の実施状況等）の作成、提出等を義務として定めるものです。
- 特定事業者とは、次の事業者を対象とします。なお、府内で約800程度の事業者が対象になるものと推計されます。
 - ①府内事業所におけるエネルギー使用量の合計が、原油換算で1,500k1/年以上の事業者（※コンビニエンスストア等のチェーンストアも対象になります。）
※エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）の第二種エネルギー管理指定工場の基準を参考に、府の実情に合わせて設定しています。
 - ②一定台数以上の自動車を使用する事業者
トラック、バス100台以上、タクシー150台以上、鉄道150両以上
※省エネルギー法の特定貨物輸送事業者の基準を参考に、府の実情に合わせてその1/2程度に設定しています。
 - ③温室効果ガス（エネルギー起源を除く。）の排出量が、CO₂換算で3,000t/年以上の事業者
※地球温暖化対策推進法の基準に合わせて設定しています。
- 特定事業者以外の事業者においても、任意に事業者排出量削減計画書を作成、提出することができることとし、地球温暖化対策に意欲的な中小事業者の取組を促進します。
- 府が、当該計画書の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的かつ計画的な取組を更に促進します。

20 温室効果ガスの排出の削減に係る自主数値目標を達成するための補完的手段

計画書提出事業者は、17(2)の自主数値目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減によるほか、森林の保全及び整備、自然エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができるものとします。

<説明>

- 計画書提出事業者は、事業者排出量削減計画書に掲げる自主数値目標を達成する手段として、自らの事業活動における省エネルギー設備の導入等温室効果ガスの排出の削減の取組によるほか、植林等の森林の保全・整備や、太陽光発電施設等の自然エネルギーの利用等の多様な地球温暖化対策によることができるものとします。

第3 建築物に係る地球温暖化対策

建築物は、エネルギー消費を通じて、温室効果ガスの排出に、長期にわたり大きな影響を与えることから、その断熱や空調設備の省エネルギー化など、建築物の環境性能を向上させていくことが求められています。

このため、建築物の新築時等を捉えて、建築物の環境性能の向上を促進するとともに、特に、環境への負荷が大きい一定規模以上の建築物に対しては、温室効果ガス排出量の削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、建築物の環境性能の向上を促進していきます。

21 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等

建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築等をしようとする者は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

<説明>

- すべての事業者及び府民を対象に、建築物の新築時等に、建築物の断熱性や気密性の向上、空調設備等の省エネルギー化、さらに緑化や自然エネルギーの利用など、建築物の環境性能の向上を図ることを努力義務として定めるものです。

22 特定建築物排出量削減計画書の作成等

- (1) 特定建築主（建築物で規則で定める規模を超えるもの（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者をいう。以下同じ。）は、地球温暖化対策指針に基づき、特定建築物排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならないものとします。
- (2) 計画書には、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置等を記載しなければならないものとします。
- (3) 計画書に変更があった場合は、軽微な変更を除き、変更後の計画書を知事に届け出なければならないものとします。

23 特定建築物排出量削減計画書に係る工事の完了の届出

計画書提出者は、工事を完了したときは、速やかに、知事に届け出なければならないものとします。

24 特定建築物排出量削減計画書等の公表

知事は、計画書の提出及び工事の完了の届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならないものとします。

<説明>

- 環境への負荷が相当程度大きい建築物（特定建築物）の新築等を行おうとする建築主（特定建築主）を対象に、当該建築物に係る特定建築物排出量削減計画書の作成、提出等を義務として定めるものです。
- 特定建築主とは、延床面積が2,000㎡以上の特定建築物の新築等を行おうとする建築主を対象とします。
※省エネルギー法の基準に合わせて設定しています。
- 府が、当該計画書等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、環境性能に優れた建築物の普及を促進するものです。

第4 緑化の推進による地球温暖化対策

近年、都市化によるエネルギー消費の増加に加え、都市部を中心に、緑や水が減少するとともに、道路（アスファルト）や建物（コンクリート）等の人工被覆面の増加、さらに、エアコンや自動車等から排出される人工排熱の増加により、特に、都市部を中心に平均気温の上昇や真夏日、熱帯夜が増加するなど、ヒートアイランド現象が深刻になっており、その対策が求められています。

このため、都市の大半を占める建築物やその敷地における緑化を促進するとともに、特に、環境への負荷が大きい一定規模以上の建築物に対しては、新築時等を捉え、緑化計画書の作成、提出を求めるなど、地球温暖化防止の視点にヒートアイランド対策を組み込んだ建築物の緑化を促進していきます。

25 建築物等の緑化

事業者及び府民は、その所有し、又は管理する事業所又は住居の敷地及び建築物の緑化に努めるものとします。

<説明>

○すべての事業者及び府民を対象に、地球温暖化の防止やヒートアイランド対策として、建築物の敷地、屋上等の緑化を努力義務として定めるものです。

26 緑化計画書の作成等

- (1) 特定緑化建築主（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域のうち、知事が市町村長と協議して定める地域内において、規則で定める規模以上の敷地における建築物（以下「特定緑化建築物」という。）の新築等をしようとする者をいう。以下同じ。）は、地球温暖化対策指針に基づき、緑化計画書を作成し、知事に提出しなければならないものとします。
- (2) 緑化計画書には、特定緑化建築物に係る敷地及び建築物の緑化を図るための措置等を記載しなければならないものとします。
- (3) 緑化計画書に変更があった場合は、軽微な変更を除き、変更後の計画書を知事に届け出なければならないものとします。

27 緑化計画書に係る工事の完了の届出

計画書提出者は、工事を完了したときは、速やかに、知事に届け出なければならないものとします。

<説明>

- 環境への負荷が相当程度大きい建築物（特定緑化建築物）の新築等を行おうとする建築主（特定緑化建築主）を対象に、当該建築物に係る敷地及び屋上等の緑化の計画（緑化計画書）の作成、提出及び工事完了の届出を義務として定めるものです。
- 建築物等の緑化は、地球温暖化対策やヒートアイランド対策として推進するものですが、各市町村における緑化政策と調整を図る必要があるため、緑化を義務化する地域を知事が市町村長と協議をして定めることとします。
- 特定緑化建築主は、建築物の敷地面積が1,000㎡以上の特定緑化建築物の新築等を行おうとする建築主を対象とすることを考えています。
※都市計画法第29条の開発行為の許可の基準を参考に、府の実情に合わせて同程度に設定しています。
- 緑化の基準は、①利用可能な屋上面積の20%以上、及び②敷地内空地の15%以上とすることを考えています。
※先行都府県（東京都、大阪府、兵庫県）の基準を参考に、これらの都府県よりも建ぺい率が低く、また、市街化区域の緑被率が高い府の実情に合わせて設定しています。

- 屋上とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分を、屋上面積とは、屋上のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積とすることを考えています。
(屋上の人の出入り及び利用可能な部分とは、フェンス、柵等があり、エレベーター、階段(ステップ型)や平面フロアにより、人が行き来できるものをいいます。ただし、梯子で昇り降りする屋上は対象外とします。また、建築物の管理に必要な施設とは、空調機器、エレベーター、ペントハウス、傾斜車路や広告塔などを指します。)
- 地上部の緑化基準は、次のとおりとすることを考えています。
次のいずれか小さい方の面積
 - ア 空地(敷地面積ー建築面積)×15%
 - イ {敷地面積ー(敷地面積×法定建ぺい率×0.8)}×15%
- 緑化面積の算定方法は、国の基準(緑化施設整備計画の手引き)を参考に、府の実情に合わせて定めます。
- 壁面での緑化を含みます。また、太陽光電池を設置した場合、その太陽光発電パネルに係る水平投影面積を、地上部にあつては地上部の緑化面積に、建築物上にあつては建築物上の緑化面積に算入することができるようにすることを考えています。
- 屋上部(又は地上部)での緑化の面積を満たすことが困難な特段の理由がある場合には、当該緑化が困難な面積相当分を地上部(又は屋上部)の同一面積の緑化で置き換えることができるようにすることを考えています。
- 学校における運動施設(トラック及びトラックに囲まれた運動場、テニスコート、野球場その他の球技場、プール、弓道場その他これに類する施設等)、工場における稼働に必要な施設(パイプラック、貯水・貯油槽、圧力タンク、煙突、クレーン敷地、排水浄化施設その他これに類する施設等)を設置している場合、敷地面積からこれらの施設に必要な面積を控除することを考えています。

28 緑地の維持管理

特定緑化建築主は、緑化計画書に定める方法に基づき、工事完了後も緑地の適切な維持管理に努めるものとします。

<説明>

- 当該特定緑化建築主に対し、工事完了後の当該緑地の適切な維持管理を努力義務として定めるものです。

29 適用除外

26・27は、都市緑地法(昭和48年法律72号)第5条の規定による緑地保全地域内の建築物その他の規則で定める知事の認める建築物には適用しないことを定めます。

<説明>

- 適用除外については、次のとおりとします。
 - ①都市緑地法第5条の規定による緑地保全地域内の建築物その他の規則で定めるもの
 - 都市緑地法：緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、地区計画等緑化規制
 - 自然公園法：自然公園区域
 - 都市計画法：風致地区
 - 近畿圏の保全区域の整備に関する法律：近郊緑地特別保全地区、近郊緑地保全地区
 - 工場立地法：工場団地内の工場等
 - 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法：歴史的風土特別保存地区等
 - ②敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、緑化をしないことについて、特別の事情があると知事が認めるもの
 - ③敷地の全部又は一部ががけ地である建築物など、その敷地の状況又は用途によってやむを得ないと知事が認めるもの

第5 自動車交通に係る地球温暖化対策

運輸部門においては、温室効果ガスの排出の量の主な増加要因である自動車の保有台数の増加や大型化等に対し、自動車等の適正な使用や公共交通機関への利用転換、低公害車の普及等が求められています。

このため、エコドライブの推進やアイドリングストップの徹底を図るとともに、自動車販売店における自動車に関する適切な環境情報の提供を通じて、低公害車の一層の普及を促進していきます。

30 自動車等の使用抑制等

- (1) 事業者、府民及び観光旅行者等は、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において、公共交通機関又は自転車の利用等により、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の使用の抑制に努めるものとします。
- (2) 自動車等を使用し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の量を最少限に抑制するための自動車等の適正な整備及び運転（以下「エコドライブ」という。）に努めるものとします。

<説明>

- 自動車等から排出される温室効果ガスの抑制を図るため、すべての事業者、府民、観光旅行者等を対象に、公共交通機関への利用転換や自動車等の使用抑制、エコドライブの推進を努力義務として定めるものです。

31 自動車等のアイドリング・ストップ

自動車等を運転する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を抑制するため、自動車等を駐車するときは、自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならないものとします。ただし、規則で定める場合は、この限りではありません。

<説明>

- 日常生活や事業活動など、身近なところから、すぐにでも実行可能な取組であり、かつ大きな効果が期待できるアイドリング・ストップを自動車等を運転するすべての者（事業者、府民及び観光旅行者等）を対象に、義務として定めるものです。
- 例外としては、信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合や交通渋滞など交通の状況により停止する場合、人の乗降のために停止する場合等を考えています。

32 事業者のアイドリング・ストップの遵守指導等

事業者は、その管理する自動車等の運転者（従業員等）に対して、アイドリング・ストップを行うよう、指導等を行わなければならないものとします。

<説明>

- すべての事業者を対象に、その管理する自動車等の運転者（従業員等）に対するアイドリング・ストップの遵守指導を義務として定めるものです。
- 指導する方法としては、朝礼での注意喚起や社内での研修の実施等を考えています。

33 駐車場の設置者等のアイドリング・ストップの周知義務

一定規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、看板の設置等の方法により周知しなければならないものとします。

<説明>

- 一定規模以上の駐車場の設置者及び管理者を対象に、アイドリング・ストップの周知徹底を

義務として定めるものです。

- 一定規模以上の駐車場とは、駐車場面積が500㎡以上の駐車場が対象となります。
※駐車場法による駐車場の設置の届出（都市計画区域内において駐車料金を徴収するものの設置）の基準（500㎡以上）に準じて設定しています。
- 当該駐車場の利用者に対する周知徹底を図るための看板等の設置を求めるもので、看板等には、アイドリング・ストップが条例で義務とされていることやアイドリング・ストップの実行などを記載事項とすることを考えています。

34 低公害車等の購入等

- (1) 自動車等を購入しようとする者は、低公害車（温室効果ガスの排出の量が少ない自動車等をいう。）を購入するよう努めるものとします。
- (2) 自動車等を使用しようとする者は、使用することができる自動車等が複数あるときは、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない自動車等を使用するよう努めるものとします。

<説明>

- 低公害車の普及を促進するため、すべての事業者及び府民を対象に、低公害車の購入等を努力義務として定めるものです。

35 自動車販売事業者による自動車環境情報の周知等

- (1) 自動車の販売を業とする者（以下「自動車販売事業者」という。）は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定による登録を受けていない自動車（以下「新車」という。）を購入しようとする者に対して、当該新車の温室効果ガスの排出の量等（以下「自動車環境情報」という。）について説明を行わなければならないものとします。
- (2) 一定規模以上の自動車販売事業者は、事業所において、販売員が新車の自動車環境情報を適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名を知事に届け出なければならないものとします。これを変更したときも、同様とします。

<説明>

- (1)は、すべての自動車販売事業者を対象に、自動車（新車）に関する適切な環境情報の提供や説明を義務として定めるものです。
- 環境情報の説明とは、当該自動車の燃費や温室効果ガスの排出の量の状況、低公害車の購入等が条例で努力義務とされていることなどを説明することを考えています。
- (2)は、一定規模以上の自動車販売事業者を対象に、当該事業所の従業員に対し、自動車の環境情報の提供や説明についての推進役を担う者（エコカーマイスター）の選任と知事への届出を義務として定めるものです。
- 一定規模以上の自動車販売事業者とは、自動車（新車）の年間販売台数が100台以上の事業者が対象となります。

36 エコドライブ推進者の選任等

一定台数以上の自動車等を使用する事業者は、事業所において、エコドライブを推進する者を選任し、その氏名を知事に届け出なければならないものとします。これを変更したときも、同様とします。

<説明>

- 一定台数以上の自動車等を使用する者を対象に、当該事業所の従業員に対し、エコドライブの実行についての指導や推進役を担う者（エコドライブ推進者）の選任と知事への届出を義務として定めるものです。
- 一定台数以上の自動車等を使用する者とは、50台以上の自動車の使用者が対象となります。

37 物流に係る温室効果ガスの排出の抑制

事業者は、物流に関して、配送の共同化等の方法により温室効果ガスの排出の抑制を図るための適切な措置を講じるよう努めるものとします。

<説明>

- すべての事業者を対象に、温室効果ガスの排出の抑制を図るための配送の共同化等物流の効率化を努力義務として定めるものです。

第6 電気機器等に係る地球温暖化対策

多くの温室効果ガスを排出するエアコンなどのエネルギー消費の多い電気機器等の保有台数の増加や大型化等が進んでいるため、省エネルギー性能の高い電気機器等の利用等により、エネルギーの消費量を抑制していくことが求められています。

このため、省エネルギー性能の高い電気機器等の優先的な使用や、エネルギー消費量の相当程度多い電気機器等については、家電販売店等に対し、店頭における省エネルギー性能の表示や購入者への説明を求めるなど、省エネルギー型の電気機器等の選択を誘導する適切な情報提供の仕組みづくりを促進していきます。

38 温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等の使用等

- (1) 事業者及び府民は、事業活動及び日常生活において、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器、ガス器具等（以下「電気機器等」という。）の優先的な使用に努めるものとします。
- (2) 事業者及び府民は、電気機器等及び水道水の適切な使用により、温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとします。

<説明>

○すべての事業者及び府民を対象に、省エネルギー性能の高い電気機器等の優先的な使用や電気機器等の適切な使用など、省エネルギーの取組を努力義務として定めるものです。

39 温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等及びサービスの提供等

- (1) 事業者は、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等及びサービスの提供に努めるものとします。
- (2) 事業者は、電気機器等又はサービスの利用者に対し、温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めるものとします。

<説明>

○すべての事業者を対象に、省エネルギー性能の高い電気機器等やサービスの提供、利用者（消費者）に対する省エネルギー情報の提供等を努力義務として定めるものです。

40 特定電気機器等に係る省エネルギー性能の表示等

- (1) 規則で定める温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等（以下「特定電気機器等」という。）を店頭で販売する者（以下「特定電気機器等販売事業者」という。）は、店頭の見やすい場所に、省エネルギー性能に関する情報を適切に表示しなければならないものとします。
- (2) 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対して、省エネルギー性能について説明しなければならないものとします。
- (3) 一定規模以上の特定電気機器等販売事業者は、事業所において販売員が販売する特定電気機器等に係る省エネルギー性能について適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名を知事に届け出なければならないものとします。これを変更したときも、同様とします。

<説明>

○省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を誘導するため、特定電気機器等販売事業者を対象に、当該店頭の見やすい場所に省エネルギー性能に関する情報の適切な表示及び購入しようとする者に対する説明を義務として定めるものです。

○特定電気機器等とは、エネルギー消費量の多い電気機器等として、当面はエアコンを対象とすることを考えています。従って、特定電気機器等販売事業者とは、府内でエアコンを販売するすべての事業者が対象となります。

- 省エネルギー性能に関する情報の適切な表示とは、京都省エネラベル協議会が発行する省エネラベルを貼付することを考えています。
- 一定規模以上の特定電気機器等販売事業者を対象に、当該事業所の従業員に対し、省エネルギー性能の表示と説明についての指導や推進役を担う者（省エネマイスター）の選任と知事への届出を義務として定めるものです。
- 一定規模以上の特定電気機器等販売事業者とは、売場面積が1,000㎡以上の特定電気機器等（エアコン）を販売する事業者が対象となります。
※大規模小売店立地法による届出の基準（売場面積1,000㎡）に準じて設定しています。

第7 自然エネルギーの利用等による地球温暖化対策

化石燃料などのエネルギー起源の二酸化炭素が温室効果ガスの総排出量の約9割を占めていることから、地球温暖化対策を推進するためには、省エネルギー対策に積極的に取り組むとともに、環境への負荷が小さく、化石燃料の代替エネルギーである自然エネルギーの普及を一層促進していくことが求められています。

このため、府域の資源や特性を活かし、自然エネルギーの普及を促進するとともに、特に、発電や買取を通じて自然エネルギーの導入・普及のけん引役を果たすべき電気事業者に対して、自然エネルギーの自主的かつ計画的な利用を求めるなど、自然エネルギーの更なる普及を促進していきます。

41 自然エネルギーの優先的利用

事業者及び府民は、事業活動及び日常生活において、自然エネルギーの優先的な利用に努めるものとします。

<説明>

○地球温暖化の防止に資する自然エネルギーの普及を促進するため、すべての事業者及び府民を対象に、事業活動及び日常生活における自然エネルギーの優先的な利用を努力義務として定めるものです。

※自然エネルギーとは、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等を利用するエネルギーが対象になります。

42 特定電気事業者排出量削減計画書の作成等

- (1) 特定電気事業者（府内に電気を供給している電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。）は、地球温暖化対策指針に基づき、特定電気事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならないものとします。
- (2) 計画書には、①電気の供給に伴う温室効果ガスの排出状況、②電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標、③電気の供給の量に対する自然エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る基本方針、措置及び自主数値目標、④計画の推進に係る体制等を記載しなければならないものとします。
- (3) 計画書に変更があった場合は、変更後の計画書を知事に提出しなければならないものとします。
- (4) 計画書を提出した特定電気事業者（以下「計画書提出特定電気事業者」という。）は、計画書に基づき地球温暖化対策を推進するよう努めるものとします。

43 特定電気事業者排出量削減実績報告書の提出

計画書提出特定電気事業者は、計画書に基づく措置の実施状況等を記載した実績報告書を作成し、知事に提出しなければならないものとします。

44 特定電気事業者排出量削減計画書等の公表

知事は、計画書及び実績報告書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならないものとします。

<説明>

○環境負荷の少ない電気の供給を増やすため、府内に電気を供給する特定電気事業者を対象に、特定電気事業者排出量削減計画書（電気の供給に伴う温室効果ガスの排出状況や削減計画、電気の供給における自然エネルギーの供給目標等）の作成、提出等を義務として定めるものです。

- 特定電気事業者とは、府内に電気を供給している①電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者、及び②同項第8号に規定する特定規模電気事業者が対象となります。
- 府が、当該計画書の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的かつ計画的な取組を更に促進するものです。

第8 環境物品等の購入の促進による地球温暖化対策

地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題は、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを、環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが求められています。

このため、環境負荷を低減する環境物品等の購入の取組を促進していきます。

45 環境物品等の購入の促進

- | |
|---|
| <p>(1) 事業者及び府民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、環境配慮事業者等により提供される環境物品等を選択するよう努めるものとします。</p> <p>(2) 事業者は、物品等の購入に関し、環境物品等の購入の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとします。</p> |
|---|

<説明>

- (1)は、すべての事業者及び府民を対象に、環境物品等の購入を努力義務として定めるものです。
- 環境物品等の購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。
- (2)は、環境物品等の購入の取組を促進するため、すべての事業者を対象に、環境物品等の購入の推進を図るための方針の作成を努力義務として定めるものです。

第9 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から脱却し、循環型社会を構築していくことが求められています。

このため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの取組による資源の有効利用等を促進していきます。

46 廃棄物の発生抑制等

- | |
|---|
| <p>(1) 事業者、府民及び観光旅行者等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めるものとします。</p> <p>(2) 事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するため、廃棄物を適切に処理するよう努めるものとします。</p> |
|---|

<説明>

- (1)は、すべての事業者、府民及び観光旅行者等を対象に、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの取組による資源の有効利用を努力義務として定めるものです。
- (2)は、すべての事業者を対象に、廃棄物の適切な処理を努力義務として定めるものです。

第10 環境教育及び環境学習の推進等による地球温暖化対策

地球温暖化の防止をはじめ、循環型社会の形成や自然との共生など、今日の環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、環境問題への正しい理解や認識を深め、具体的行動につなげていく基盤となる環境教育・環境学習を推進していくことが求められています。

このため、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進していきます。

47 環境教育及び環境学習の実施

- (1) 府は、学校、家庭、事業者、地域社会等と連携し、幅広い世代を対象に、学校教育、社会教育その他あらゆる機会を通じて、地球温暖化の防止のための環境教育及び環境学習の推進に努めるものとします。
- (2) 事業者は、その従業員に対し、地球温暖化の防止のための関心、理解及び行動を促すよう努めるものとします。
- (3) 大学、短期大学その他の教育機関は、地球温暖化の防止に貢献する人材の育成を図るとともに、その学生に対し、地球温暖化の防止のための関心、理解及び行動を促すよう努めるものとします。

<説明>

- (1)は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）や「国連・持続可能な開発のための教育の10年」等を踏まえ、府が、地球温暖化の防止に関する理解と関心を深め、具体的な行動を促していくため、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進しようとするものです。
- (2)は、すべての事業者を対象に、当該事業所の従業員に対する環境教育・環境学習を努力義務として定めるものです。
- (3)は、すべての大学、短期大学その他の教育機関を対象に、地球温暖化の防止に貢献する人材の育成や学生に対する環境教育・環境学習を努力義務として定めるものです。

48 京都地球環境の日の制定

- (1) 地球温暖化対策の重要性を再認識し、地球温暖化の防止に向けた機運の更なる醸成を図る機会とするため、京都議定書が発効した2月16日を、毎年、京都地球環境の日と定めるものとします。
- (2) 府は、(1)の趣旨を踏まえ、京都地球環境の日の前後に、事業者、府民、観光旅行者等、環境保全活動団体その他の団体の地球温暖化の防止のための関心、理解及び行動を促す取組を集中的に行うものとします。

<説明>

- 京都議定書が発効した2月16日を、毎年、京都地球環境の日として定めるとともに、この日の前後に、事業者、府民、観光旅行者等、環境保全活動団体その他の団体と連携し、地球温暖化の防止のための関心、理解及び行動を促す取組を集中的に実施しようとするものです。

第 1 1 森林の保全及び整備による地球温暖化対策

豊かな森林は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策の推進に寄与します。しかし、林業経営者等の取組だけでは、森林の保全及び整備を進めることが困難な状況です。

このため、府民、事業者、環境保全活動団体が連携・協働し、豊かな京都の森林環境を府民ぐるみで守り育てる取組を推進していきます。

49 森林の保全及び整備の推進

- (1) 事業者、府民及び環境保全活動団体は、森林の持つ温室効果ガスの吸収及び固定作用に関する理解を深め、連携・協働して、地球温暖化の防止に貢献する森林の適切な保全及び整備の推進に努めるものとします。
- (2) 府は、(1)の取組を支援するため、必要な措置を講じるものとします。

<説 明>

- (1)は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策の推進に寄与するとともに、こどもたちの豊かな未来を育む世代を越えた社会基盤である豊かな森林環境を府民ぐるみで守り育てることを努力義務として定めるものです。
- (2)は、府が、これらの取組を支援しようとするものです。

第 1 2 環境産業の育成による地球温暖化対策

環境と経済を対立した関係として捉えるのではなく、環境保全の取組を経済発展の新たな基盤として捉え、環境が良くなれば経済も発展する、環境と経済が好循環する持続可能な社会システムを構築していくことが求められています。

このため、府内の大学や産業界等における地球温暖化防止等に関する知見や高度な環境関連技術の集積を活かし、産学公連携の一層の促進による環境技術の研究開発や環境産業の育成を支援していきます。

50 環境産業の育成等

- | |
|---|
| <p>(1) 事業者、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育機関は、連携・協働して、地球温暖化の防止に貢献する環境技術の研究開発及び環境産業の育成に努めるものとします。</p> <p>(2) 府は、(1)の取組を支援するため、必要な措置を講じるものとします。</p> |
|---|

<説 明>

- (1)は、事業者、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育機関が、地球温暖化の防止等に関する知見や高度な環境関連技術を活かし、産学公の連携及び協働の一層促進により、環境技術の研究開発や環境産業を育成することを努力義務として定めるものです。
- (2)は、府が、これらの取組を支援しようとするものです。

第 1 3 国際環境協力の推進による地球温暖化対策

地球温暖化の防止は、人類共通の課題であり、国境を越えた国際協力の下で推進することが求められています。

このため、府内の大学や産業界、行政等の経験やノウハウ、技術等を活かし、府民等との連携と協働の下で、京都議定書誕生の地にふさわしい国際環境協力を推進していきます。

51 国際環境協力の推進

- (1) 事業者、府民及び環境保全活動団体は、国際環境協力を推進するため、相互に連携、協働して、地球温暖化の防止に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供その他の取組に努めるものとします。
- (2) 府は、これらの取組を支援するため、必要な措置を講じるものとします。

<説 明>

- (1)は、事業者、府民及び環境保全活動団体が、地球温暖化の防止等に関する経験やノウハウ、技術等を活かし、連携及び協働の下で、京都議定書誕生の地にふさわしい国際環境協力を推進することを努力義務として定めるものです。
- (2)は、府が、これらの取組を支援しようとするものです。

IV 地球温暖化対策の推進方策

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内に知事を本部長とする地球温暖化対策推進本部を設置するとともに、府内における地球温暖化対策の中核的支援組織である京都府地球温暖化防止活動推進センターをはじめ、京都府地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化対策地域協議会の役割を条例で明確に位置付けることにより、更なる活動を促進していきます。

52 地球温暖化対策推進本部の設置

府における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策推進本部を設置するものとします。

<説明>

○府は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内に知事を本部長とする地球温暖化対策推進本部を設置しようとするものです。

53 京都府地球温暖化防止活動推進センター等による取組の推進

- (1) 府は、地球温暖化対策推進法第24条第1項により知事が指定する京都府地球温暖化防止活動推進センターが、事業者、府民、環境保全活動団体その他の団体が行う地球温暖化対策の中核的支援組織として積極的な取組を推進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとします。
- (2) 府は、地球温暖化対策推進法第23条第1項により知事が委嘱する京都府地球温暖化防止活動推進員が、地域における地球温暖化対策を指導する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとします。
- (3) 府は、地球温暖化対策推進法第26条第1項により組織される地球温暖化対策地域協議会が、地域における地球温暖化対策を担う実践組織として積極的な取組を推進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとします。
- (4) 府は、地球温暖化対策を推進するため、市町村並びに京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会及び環境保全活動団体の連携と協働を促進するために必要な措置を講じるものとします。

<説明>

○京都府地球温暖化防止活動推進センターをはじめ、京都府地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化対策地域協議会は、府内における地球温暖化対策の重要な担い手であり、今後とも、その役割が大いに期待されることから、条例で役割を明確に位置付けるとともに、府が、これらの取組を支援することにより、更なる活動を促進しようとするものです。

V 施策の評価及び見直し

この条例の実効性を確保するため、この条例に基づく施策の実施状況について、定期的に評価及び見直しを行うとともに、この条例についても、その施行の状況や地球温暖化の防止に係る技術水準の進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時に、その見直しを行います。

54 施策の評価及び見直し

- (1) 知事は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について評価を行い、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえて、施策の見直しを行わなければならないものとします。
- (2) 知事は、(1)の評価及び見直しに当たっては、あらかじめ京都府環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。

55 条例の見直し

- (1) 知事は、この条例の施行の状況、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、適時にその見直しを行わなければならないものとします。
- (2) 知事は、(1)の見直しに当たっては、あらかじめ京都府環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。

<説明>

- この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況についての評価と施策の見直しを行うとともに、この条例の施行の状況や地球温暖化の防止に係る技術水準の進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、当面の温室効果ガス削減の目標年度である平成22年度に向けて、適時に、この条例の見直しを行うものとします。
- この条例に基づく施策やこの条例の評価及び見直しに当たっては、京都府環境審議会（会長＝内藤正明 京都大学名誉教授）の意見を聴くものとします。

VI 雑 則

この条例の実効性を確保するため、地球温暖化対策に積極的に取り組む者の顕彰を行う一方、条例に基づく計画書等に対する指導及び助言、計画書の提出等を行わなかった者に対しては、勧告や、正当な理由がなく勧告に従わなかった者の氏名等を公表することとします。

56 顕彰

知事は、この条例に基づく地球温暖化対策その他の地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、府民、環境保全活動団体等の顕彰を行うものとします。

<説 明>

○この条例による制度の実効性を促進するため、他の模範として地球温暖化対策に積極的に取り組む者を顕彰することを定めるものです。

57 指導及び助言

知事は、この条例に基づく地球温暖化対策の推進において、必要と認めるときは、指導及び助言をすることができるものとします。

<説 明>

○この条例に基づき提出する計画書の内容をはじめ、地球温暖化対策の推進において、必要と認めるときは、指導及び助言をすることができることを定めるものです。

58 勧告

知事は、次のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができるものとします。

- (1) 提出が義務付けられている計画書等を提出せず、あるいは変更のあった場合の届出を行わなかった者
- (2) 建築物に関する計画書の内容と異なる工事をしていると認められる者
- (3) アイドリングストップの遵守義務又はその周知義務に違反していると認められる者

<説 明>

○この条例による制度の実効性を担保するため、正当な理由なく計画書等の提出等を行わない者に対して、計画書の提出や内容の是正等を行うことを勧告することができることを定めるものです。

59 公表

- (1) 知事は、正当な理由なく勧告に従わない者に対して、その旨を公表することができるものとします。
- (2) 知事は、この公表をしようとするときは、その者等に釈明の機会を与えなければならないものとします。

<説 明>

○この条例による制度の実効性を担保することにより、公平性を確保するため、正当な理由なく勧告に従わない者に対して、氏名等を公表することができることを定めるものです。

○ただし、氏名等の公表は、公表される者に一定の不利益を与えることになるため、公表に係る者の意見聴取を行うこととし、公表に係る者の釈明の機会を保障することとします。

60 市町村の条例との関係

市町村がこの条例に定める手続その他の内容に関して、同等の規定を有する条例を制定したと認められる場合には、適用除外規定を定めます。

<説明>

○市町村がこの条例に定める手続その他の内容に関して条例を制定した場合において、当該条例の規定で、この条例と同等以上の効果を有するものとして認められる場合は、当該市町村の区域については、当該規定に相当する規定は適用しないことを定めるものです。

61 規則への委任

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

Ⅶ 附 則

62 施行期日

この条例は、平成18年4月1日から施行（予定）します。

ただし、緑化計画書の作成等、自動車環境情報を適切に説明することを推進する者の選任等、エコドライブを推進する者の選任等、特定電気機器等に係る省エネルギー性能を適切に説明することを推進する者の選任等の規定については、この条例の公布の日から起算して一定の期間を超えない範囲内において、規則で定める日から施行します。

63 経過措置

この条例の施行に伴い、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書が提出されている特定建築物及び特定緑化建築物について、一定の経過措置を設けることとします。